

寝たきり老人にならないう公民館に集まり、リハビリ体操や、高齢者向けのおしゃれ教室や美容教室で心身ともに若返る。

また、高齢者対象の総合的なサークルとして自由に活動できる場を提供する。

### 3 市民大学の活用

市民大学は教養講座から専門講座まで学べ、生きた勉強ができたと修了生の評価は高いが、大学という名の為に学習は難しいと思われることは、生き甲斐を狭めるので、趣味的な講座を設ける。また、各コースをさらに充実した内容で、受講しやすくするために、フィールドワークを取り入れる。

### 第4章 事業をすすめるについて公民館の条件

## 公民館運営審議会委員が決定

公民館事業の振興のため、各種主催事業や運営に関する事項を審議する委員が以下のとおり決まりました。任期は、平成28年10月1日～平成30年9月30日です。

氏名	選出区分
加賀田 真理	学校教育関係者
大澤 俊則	社会教育関係者
柳 賢司	
小川 千鶴子	
横山 四郎	
山崎 功	家庭教育関係者
天沼 典子	
大申 隆吉	学識経験者
植松 和子	公衆市民
井 桁武	

### 1 登録制度と支援者への教育

様々な資格、技能、特技、経験のある市内の方を講師として登録し、人材バンクとする。また、ボランティア養成講座を開設し、育児、高齢者、若者の事業を支援してくれる人を増やす。

### 2 市立会館を活用しよう

子育て中や高齢者の中には公民館まで来れない方がいるため、市立会館など利用者の近くで行う事業を増やす。

### 3 公運審答申の実行度を定期的に評価したい。

幅広く意見を聞き、実現に向けて討議する。

### 4 職員には、学習支援者、コーディネーターとして専門性を高めてもらいたい。

市民との信頼関係を築き上げるためにも長期的に担当していただく。

来年は、昭島に公民館が開館して三五年になる。

公民館が開館する以前は、社会教育課が公民館事業を担っていた。

私は、この社会教育課に二九六九年に社会教育の専門職員として採用された。これには、ある職員の社会教育に関わる情熱があった。

この人も、昭島に初めて社会教育の専門職員として採用され市民の社会教育活動を支えていた。特に青年層や婦人（女性）の人たちの青年学級や婦人学級等の学習文化活動を支えていた。前期の公民館運営審議会委員の一人もこの事を語っていた。

私が、専門職員として仕事できたのはこの人の役割が大きいです。

その後、数人の専門職員や専門の有資格者が採用され、昭島は、多摩地域でも有数な専門職員が多い市となった。



公民館が開館したのも、こうした背景があったからだ。

私が言いたいのは、社会教育や公民館の仕事に情熱をもつて仕事をする、専門職員の存在である。

公民館は、来年三五周年を迎える。公民館を利用して市民の期待は、記念事業をやってくれるのかと、期待している。

専門職員だけで公民館は支えられない。市民とともに公民館の活動を理解し、歩んで行こうとする職員の情熱も必要だ。現在の公民館にも専門職員になれる資格の職員も何人かいると聞く。

昭島市は、こうした職員が安心して職務を遂行出来る条件を整備してほしい。

三五周年を迎える公民館に、二市民として淡い期待を寄せている。

そんな思いを持ち、今期の公民館運営審議会委員として、その一端を担いたい。

公民館運営審議会委員  
山崎 功

## 公民館利用者連絡会 けいじばん

公利連総会が  
終わりました。

10月2日(日)に総会が、学習会議室で開かれました。

総会では、16年度の活動計画や、次年度の総会時期などについて話し合われました。

総会では、2月18、19日の土日の「公民館まつり」の取り組みや次年度の総会開催日時を従来の会計年度に戻すこと等が提案されました。

また、公利連の役割の一つとして、公民館の利用団体の活動内容や情報も必要な範囲で発信していく事なども話し合われました。

11月10日(木)の利用者懇談会では、「公民館まつり」の運営と参加団体の確認が行われました。

### 公利連へのご参加を!

なお、まだ公民館利用者連絡会に参加されていない団体やサークルをご存知でしたら参加方をご依頼して、総会への参加方を呼び掛けていただければ幸いです。

(代表 山崎)

## 《KOTORIホール(昭島市民会館)・公民館の休館について》

KOTORIホール(昭島市民会館)・公民館は、外壁等改修工事のため、平成29年12月から平成30年6月まで休館を予定しています。

平成28年12月から平成29年6月の期間は、大ホールの利用申請ができませんのでご了承ください。  
※状況により、期間を変更する場合があります。工事の概要はあらためて公民館だより等でお知らせします。

## 公民館利用申請受付開始日(抽選日)等のご案内

### 公民館

#### 公民館登録団体の申込み

施設区分	利用月	受付期間	抽選日	確定期間	調整会議	随時申込み
小ホール	平成29年 5月分	12/1~10	12/11	12/11~20	12/24	予約システムでの申込み、変更、取消しは、利用日の7日前まで。その後は窓口で。
	平成29年 6月分	1/1~10	1/11	1/11~20	1/21	
小ホール 以外	平成29年 3月分	12/1~10	12/11	12/11~20	12/24	
	平成29年 4月分	1/1~10	1/11	1/11~20	1/21	

※公民館未登録団体の申込みについては、公民館までお問い合わせください。

### 抽選申込みの注意

公民館登録団体は公共施設予約システムで抽選申し込みができます。

★当選した団体は上の確定期間内にシステムで確定をしてください

(確定しないと予約が無効になりますのでご注意ください)。

★落選した団体は、随時申込みが始まる前に、「調整会議」で再度空いている会議室等の申し込みができます。12月、1月の調整会議は公民館第1会議室で午前10時から行います。

※登録団体以外の団体の予約方法についてはお問い合わせください。

### 公民館利用区分

午前	午前9時~正午
午後1	午後1時~4時
午後2	午後4時~7時
夜間	午後7時~10時

展示室・陶芸窯・暗室・保育室の施設予約は、公民館登録団体が使用する場合、利用月の3ヶ月前の調整会議で申込みができます。調整会議後は公民館の窓口で利用日の2ヶ月前の月の初日から申込みができます。なお、保育室は会議室等が予約されている場合に限りません(単独での使用はできません)。

★空き状況は、団体登録の有無にかかわらず「昭島市公共施設予約システム」で確認できます(公民館、市立会館をはじめ市の公共施設に備え付けの端末機のほか、昭島市ホームページ「施設予約」からもご覧いただけます)。

★「昭島市公共施設予約システム」で予約を行う場合は、「予約申込/予約一覧」画面で利用目的・利用人数を入力してください(小ホールで発表会等を行う場合は、舞台担当者との打ち合わせが必要になりますので事前に連絡をお願いします)。

## 公民館小ホールの特例的利用制度について

小ホールの利用は、公民館登録団体は5ヶ月前からの抽選申込みとなっていますが、次のような利用については、6ヶ月前から申請することができます。

◆公民館登録団体が日頃の活動の成果を発表する事業(発表会)

◆利用可能団体数 1ヶ月1団体 ◆利用可能区分数 午前から夜間のうち3区分以内

◆利用回数 1団体年1回

◆申請日 利用希望日の6ヶ月前の月の1日から7日まで(休館日を除く)の午前9時から午後5時の間

☆同月開催の公民館運営審議会で決定します。詳しくは、公民館までお問い合わせください。